



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 29 日 (火)
号外第 37 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	平成 23 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 (2) (教育総務課) 2
	鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則 (3) (高等学校課) 7
	鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則 (4) (〃) 9
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令 (1) (教育総務課) 13

教育委員会規則

平成23年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第2号

平成23年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の細目の表示並びに削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の細目の表示並びに追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課をいう。</p> <p>4～7 略</p> <p>(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁は別表第1の第1項から第4項まで、<u>第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項</u>の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、</p>	<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>4～7 略</p> <p>(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁は別表第1の第1項から第5項まで、<u>第7項、第8項、第10項、第11項及び第13項</u>の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、</p>

それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。

- 2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。）第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。）第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。）第2条第1項の規定により別表第1の第5項、第8項及び第11項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。

（本庁及び本庁機関の分掌事務）

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課

(1)～(5) 略

(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校（幼稚園を除く。第17号、第19号及び第20号、小中学校課の項第2号から第5号まで並びに第15条第4号及び第6号において同じ。）の教職員の給与（退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。）に関すること。

(7)～(16) 略

(17) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関すること。

(18) 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関すること。

(19) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。

(20) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。

(21) 公立学校共済組合の業務に関すること。

(22) 略

それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。

- 2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。）第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。）第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。）第2条第1項の規定により別表第1の第6項、第9項及び第12項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。

（本庁及び本庁機関の分掌事務）

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課

(1)～(5) 略

(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校（幼稚園を除く。福利室の項第1号及び第3号、小中学校課の項第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。）の教職員の給与（退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。）に関すること。

(7)～(16) 略

(17) 略

福利室

(1) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関すること。

教育環境課～特別支援教育課 略

高等学校課
 (1)～(9) 略
(10) 県立高等学校の在り方に関すること。
(11) 生徒及び児童の学力向上に関すること。

家庭・地域教育課 略

人権教育課
 (1) 略
 (2) 進学奨学事業に関すること。
 (3)及び(4) 略

文化財課及びスポーツ健康教育課 略

2及び3 略

(職制)

第7条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 課等の長 上司の命を受け、課等の事務を掌理する。
 (2)及び(3) 略
 (4) 理事監、参事監、参事及び室長 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

(2) 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関すること。
(3) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。
(4) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。
(5) 公立学校共済組合の業務に関すること。

教育環境課～特別支援教育課 略

高等学校課
 (1)～(9) 略

家庭・地域教育課 略

人権教育課
 (1) 略
 (2) 同和対策奨学事業に関すること。
 (3)及び(4) 略

文化財課及びスポーツ健康教育課 略

2及び3 略

(職制)

第7条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 課等の長 上司の命を受け、課務又は室務を掌理する。
 (2)及び(3) 略
 (4) 理事監、参事監、参事及び室長 ((1)に掲げる課等の長の職にある者を除く。) 上司の

(5) 課長補佐及び主幹 課長を助けて、課等の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6) 副主幹 上司の命を受け、課等の事務を処理する。

(7)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

東部教育局	学事係、学校教育係、 <u>社会教育担当</u>
中部教育局	学事係、学校教育係、 <u>社会教育担当</u>
西部教育局	学事係、学校教育係、 <u>社会教育担当</u>

別表第1(第3条関係)

1 教育総務課	<u>総務担当、給与担当、人事担当、企画調整担当、福利担当、教育行政監察担当</u>
2 略	
3 略	
4 特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係 <u>高等特別支援学校準備室</u>
5 略	
6 高等学校課	略 <u>高校教育企画室</u>
7 略	
8 略	
9 略	
10 略	
11 略	
12 略	

命を受け、重要事項の企画に参画する。

(5) 課長補佐、室長補佐及び主幹 課長又は室長を助けて、課又は室の事務に従事し、課長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6) 副主幹 上司の命を受け、課又は室の事務を処理する。

(7)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

東部教育局	学事係、学校教育係、 <u>生涯学習推進係</u>
中部教育局	学事係、学校教育係、 <u>生涯学習推進係</u>
西部教育局	学事係、学校教育係、 <u>生涯学習推進係</u>

別表第1(第3条関係)

1 教育総務課	<u>総務係、給与担当、人事担当、教育行政監察担当</u> <u>教育企画室</u>
2 福利室	<u>健康管理担当、給付担当</u>
3 略	
4 略	
5 特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係、 <u>高等特別支援学校準備担当</u>
6 略	
7 高等学校課	略 <u>高校改革推進室</u>
8 略	
9 略	
10 略	
11 略	
12 略	
13 略	

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>主任学芸員・学芸員</u>	別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>学芸員</u>

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>主幹学芸員・主任学芸員・学芸員・学芸員補</u> ・専門員・機械技師・電気技師・自動車整備士 ・運転士	別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>学芸員・学芸員補・専門員・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士</u>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(単位の修得の認定) 第6条の2 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、校長は、第21条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、 <u>36単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。	(単位の修得の認定) 第6条の2 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、校長は、第21条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、 <u>30単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(単位の修得の認定) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、校長は、第19条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を実施校における履修とみなし、 <u>36単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。	(単位の修得の認定) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、校長は、第19条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を実施校における履修とみなし、 <u>30単位</u> を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第3条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、第20条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の特別支援学校の高等部における履修を学校の高等部における履修とみなし、<u>36単位</u>を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>	<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、第20条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の特別支援学校の高等部における履修を学校の高等部における履修とみなし、<u>30単位</u>を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 前項の規定による志願は、次の各号のいずれかに該当する者が行うことができる。この場合において、第2号に該当する者は、別表の左欄に掲げる指定地域(以下単に「指定地域」という。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学校及び学科(以下「指定学校等」という。)に限り志願することができる。</u></p> <p><u>(1) 鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 指定地域に居住している者</u></p> <p>3 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、<u>後見人</u>)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が<u>県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒のうち、保護者と同じ指定地域に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 生徒は、前条又は次条の規定による誓約書の提出</u></p>	<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは<u>後見人</u>)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が<u>鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。</u></p>

<p><u>後、保護者が住所を移転したことにより前項の規定に基づく保証人を新たに置く必要が生じたときは、直ちにこれを置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項本文及び前項の保証人は、県内に居住している成年者でなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒であつて、保護者が鳥取県の区域外（指定地域を除く。）に居住しているものについては、当該生徒と同じ指定地域に居住している成年者を保証人とすることができる。</u></p> <p>第20条 保護者又は生徒は、第19条の誓約書に記載した保護者に変更があつたときは誓約書（様式第5号）を、保証人に変更があつたとき、又は新たに保証人を置いたときは誓約書（様式第5号の2）を校長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の保証人は、県内に居住している成年者でなければならない。</p> <p>第20条 保護者又は生徒は、第19条の誓約書に記載した保護者に変更があつたときは誓約書（様式第5号）、保証人に変更があつたときは誓約書（様式第5号の2）を校長に提出しなければならない。</p>
---	---

第2条 鳥取県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

指定地域			学校及び学科
県名	郡市名	町村名等	
兵庫県	美方郡	新温泉町	鳥取県立鳥取工業高等学校の工業学科（建設工学科） 鳥取県立鳥取湖陵高等学校の工業学科（電子機械科）又は情報学科（情報科学科）
岡山県	津山市	阿波及び加茂町	鳥取県立智頭農林高等学校
	美作市	平成17年3月31日市町村合併前の大原町及び東粟倉村の区域	
		英田郡	
	真庭郡	新庄村	鳥取県立日野高等学校
	新見市	千屋花見、千屋井原、千屋実及び千屋	
島根県	松江市	美保関町及び八束町	鳥取県立境高等学校 鳥取県立境港総合技術高等学校

（鳥取県立学校管理規則の一部改正）

第3条 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(高等学校の通学区域)</p> <p>第4条 高等学校の通学区域は、県全域とする。<u>ただし、鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)第13条第2項第2号に該当して志願し、高等学校に入学した生徒の通学区域については、この限りでない。</u></p> <p>(入学)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(鳥取県立高等学校学則第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)第14条及び鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条に規定する入学を除く。)を許可することができる。</p>	<p>(高等学校の通学区域)</p> <p>第4条 高等学校の通学区域は、県全域とする。</p> <p>(入学)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)第14条及び鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条に規定する入学を除く。)を許可することができる。</p>

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下この条から第26条までにおいて同じ。)</u><u>が鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、保護者が県内に居住していない生徒のうち、保護者と同じ住所に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>生徒は、前条又は次条の規定による誓約書の提出後、保護者が住所を移転したことにより前項の規定</u></p>	<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第24条 略</p>

<p><u>に基づく保証人を新たに置く必要が生じたときは、直ちにこれを置かなければならない。</u></p>	
<p><u>3 第1項本文及び前項の保証人は、県内に居住している成年者でなければならない。</u></p>	
<p>第25条 保護者又は生徒は、<u>第24条の誓約書に記載した保護者若しくは保証人に変更があったとき、又は新たに保証人を置いたときは、誓約書（様式第9号）を校長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第25条 保護者（生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は生徒は、<u>前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があったときは、誓約書（様式第9号）を校長に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 課長等 本庁組織の課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び本庁機関（組織規則第2条第6項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。）の長をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>（代決）</p> <p>第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">組織</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">正当決</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">第1順</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">第2順</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">裁権者</td> <td style="text-align: center;">位者</td> <td style="text-align: center;">位者</td> </tr> </table>	組織	正当決	第1順	第2順		裁権者	位者	位者	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 課長等 本庁組織の課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び本庁機関（組織規則第2条第5項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。）の長をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>（代決）</p> <p>第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">組織</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">正当決</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">第1順</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">第2順</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">裁権者</td> <td style="text-align: center;">位者</td> <td style="text-align: center;">位者</td> </tr> </table>	組織	正当決	第1順	第2順		裁権者	位者	位者
組織	正当決	第1順	第2順														
	裁権者	位者	位者														
組織	正当決	第1順	第2順														
	裁権者	位者	位者														

略					
3	地方機関	教育局	局長	次長	主務係 長等

2 略

別表第1

1 略

2 教育総務課

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決 権者	
			教 育 長	課 長 等

略

七 略

八 退職手 当に關 する事 務	1 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定			
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付			
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定			
	(4) 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定			

略					
3	地方機関	教育局	局長	次長	主務係 長

2 略

別表第1

1 略

2 教育総務課

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決 権者	
			教 育 長	課 長 等

略

七 略

種類	内容	限の区分	
		教育 委員 会	専決 権者
			教 育 長 等
一 退職手 当に 関 する 事 務	1 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定		
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付		
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定		
	(4) 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定		
	(5) 同規則第13条第4項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認		
	(6) 同規則第14		

条第4項の規定による受給資格者証の改定			
(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付			
(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付			
2 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）第4条の規定による退職手当の金額の決定			
3 1及び2に掲げるもののほか			
(1) 重要なもの			
(2) 軽易なもの			

3 小中学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうちに掲げる事務（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び栄養教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の免許状（特別支援学校教員に授与する臨			

4 小中学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうちに掲げる事務（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び栄養教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の免許状（特別支援学校教員に授与する臨			

	時免許状を除く。)に係るものに限る。)			
	(1)及び(2) 略			
	(3) 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与			—
	(4)~(7) 略			
	略			
略				

4 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職員免許法に関する事務(幼稚園教諭等の免許状(特別支援学校教員に授与する臨時免許状を除く。)に係るものを除く。)	1 同法に基づく事務のうちに掲げるもの			
	(1)及び(2) 略			
	(3) 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与			—
	(4)~(6) 略			
略				

5 略

6 略

7 各教育局

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	所

	時免許状を除く。)に係るものに限る。)			
	(1)及び(2) 略			
	(3) 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与			—
	(4)~(7) 略			
	略			
略				

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職員免許法に関する事務(幼稚園教諭等の免許状(特別支援学校教員に授与する臨時免許状を除く。)に係るものを除く。)	1 同法に基づく事務のうちに掲げるもの			
	(1)及び(2) 略			
	(3) 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与			—
	(4)~(6) 略			
略				

6 略

7 略

8 各教育局

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課

		員 会	育 長	長 等
略				

別表第2

共通事項

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				
七 服務及び研修に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務			
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
	ア及びイ 略			
	(2)～(5) 略			
略				
十五 略				
十六 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16	1 同条例に基づく知事の権限に属する事務のうち教育長にその権限を委任された事務で次に掲げるもの			
	(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動			

		員 会	育 長	長 等
略				

別表第2

共通事項

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				
七 服務及び研修に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務			
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第3項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
	ア及びイ 略			
	(2)～(5) 略			
略				
十五 略				

年鳥取県 条例第32 号)に関 する事務	車の状況等の調 査及び警告書の 貼り付け			
	(2) 同条例第4 条第2項の規定 による警察署へ の通報			
	(3) 同条例第4 条第3項の規定 による施錠の解 錠及び車内の調 査			
	(4) 同条例第5 条第1項の規定 による放置自動 車の移動及び保 管			
	(5) 同条例第5 条第2項の規定 による移動等の 通知及びその旨 の公示			
	(6) 同条例第6 条第1項の規定 による放置自動 車の撤去等の勧 告			
	(7) 同条例第6 条第2項の規定 による勧告に従 うことの命令			
	(8) 同条例第7 条第1項の規定 による放置自動 車の引渡し			
	(9) 同条例第7 条第2項の規定 による告示			
	(10) 同条例第7 条第3項の規定 による告示			
	(11) 同条例第7 条第4項の規定 による放置自動 車の引渡し			

	(12) 同条例第8条の規定による費用の請求			
十七	略			
	8 一から十六まで及び1から7までに掲げるもののほか			
	(1)~(3) 略			

十六	略			
	8 一から十五まで及び1から7までに掲げるもののほか			
	(1)~(3) 略			

別表第3

1 教育総務課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				
八 略				
九 教職員 の福利厚 生に關す る事務	1 地方公務員法に 基づく事務のうち 次に掲げる事務			
	(1) 同法第42条 の規定による職 員の保健、元氣 回復その他厚生 に關する事項に ついての計画の 樹立			
	(2) 同法第42条 の規定による職 員の保健、元氣 回復その他厚生 に關する事項に ついての計画の 実施			
十 教職員 の健康管 理に關す	1 鳥取県教育委員 会職員安全衛生管 理規程(平成元年			

別表第3

1 教育総務課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等
略				
八 略				

る事務	鳥取県教育委員会訓令第1号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同訓令第15条第2項の規定による健康診断の検査項目等の決定			
	(2) 同訓令第24条第1項の規定による教職員の健康管理区分の決定			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			
十一 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第15条の規定による学校の教職員の健康診断の実施			
	(2) 同法第16条の規定による治療の指示及び措置			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
(2) 軽易なもの				
十二 教職員の公務災害補償に関する事務	1 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第45条の規定による補償手続に係る事務			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
十三 感染症の予防及び感染	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			

症の患者 に対する 医療に関 する法律 (平成10 年法律第 114号)に 関する事 務	(1) 同法第53条 の2第1項の規 定による学校の 教職員の定期健 康診断の実施			
	(2) 同法第53条 の7の規定によ る学校の教職員 の健康診断の受 診者の数等の通 報又は報告			
	(3) 同法第53条 の8第3項の規 定による学校の 教職員の健康診 断の期日又は期 間の指定に関す る指示			
	2 1に掲げるもの のほか			
	(1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
十四 その 他の業務 に関する 事務	略 6 一から十三まで 及び1から5まで に掲げるもののほ か (1)~(3) 略			

九 その他 の業務に 関する事 務	略			
	6 一から八まで及 び1から5までに 掲げるもののほか			
	(1)~(3) 略			

2 福利室

種類	事項 内容	事務処理権 限の区分		
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
一 教職員 の福利厚 生に關す る事務	1 地方公務員法に 基づく事務のうち 次に掲げる事務			
	(1) 同法第42条 の規定による職			

		員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立			
		(2) 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施			
	二 教職員の健康管理に関する事務	1 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
		(1) 同訓令第15条第2項の規定による健康診断の検査項目等の決定			
		(2) 同訓令第24条第1項の規定による教職員の健康管理区分の決定			
		2 1に掲げるもののほか			
		(1) 特に重要なもの			
		(2) 重要なもの			
		(3) 軽易なもの			
	三 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
		(1) 同法第15条の規定による学校の教職員の健康診断の実施			
		(2) 同法第16条の規定による治療の指示及び措			

		置			
		2 1に掲げるものほか			
		(1) 重要なもの			
		(2) 軽易なもの			
	四 教職員の公務災害補償に関する事務	1 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第45条の規定による補償手続に係る事務			
		(1) 重要なもの			
		(2) 軽易なもの			
	五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第14号)に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
		(1) 同法第53条の2第1項の規定による学校の教職員の定期健康診断の実施			
		(2) 同法第53条の7の規定による学校の教職員の健康診断の受診者の数等の通報又は報告			
		(3) 同法第53条の8第3号の規定による学校の教職員の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示			
		2 1に掲げるものほか			
		(1) 重要なもの			
		(2) 軽易なもの			
	六 その他の業務に関する事務	1 一から五までに掲げるもののほか			
		(1) 特に重要なもの			
		(2) 重要なもの			
		(3) 軽易なもの			

2 略

3 略

3 略

4 略

- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略

別表第4

共通事項

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一 服務、研修及び手当等に関する事務（教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。以下この表において「教育局等」という。）に係るものに限る。）	1 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又は取消し		
	略		
	4 職員に対する旅行命令（教育局等の管理職員の外国旅行に係るものを除く。）その他の勤務命令及びその復命の受理		
略	5 子ども手当の受給資格及びその額の決定		
	略		
略			
四 鳥取県個人情報	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるも		

- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略

別表第4

共通事項

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一 服務、旅行、手当等研修に関する事務（教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。以下この表において「教育局等」という。）に係るものに限る。）	1 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に規定する部分休業の承認又は取消し		
	略		
	4 職員に対する旅行命令（本庁組織以外の管理職員の外国旅行に係るものを除く。）その他の勤務命令及びその復命の受理		
略	5 子ども手当の受給資格及びその額の認定		
	略		
略			
五 鳥取県個人情報	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるも		

保護条例 に関する 事務	の			保護条例 に関する 事務	の		
	(1) 同条例第6条の 規定による個人情報 取扱事務の登録又は 登録の変更若しくは 抹消(教育局等が要 求した予算に係る事 業で取り扱う個人情 報に係るものに限 る。)				(1) 同条例第6条の 規定による個人情報 取扱事務の登録又は 登録の変更若しくは 抹消(地方機関が要 求した予算に係る事 業で取り扱う個人情 報に係るものに限 る。)		
略				略			
五 略				六 略			
六 鳥取県 県有地等 における 自動車の 放置に対 する措置 に関する 条例に関 する事務	1 同条例に基づく知事 の権限に属する事務の うち教育長にその権限 を委任された事務で次 に掲げるもの						
	(1) 同条例第4条第 1項の規定による放 置自動車の状況等の 調査及び警告書の貼 り付け						
	(2) 同条例第4条第 2項の規定による警 察署への通報						
	(3) 同条例第4条第 3項の規定による施 錠の解錠及び車内の 調査						
	(4) 同条例第5条第 1項の規定による放 置自動車の移動及び 保管						
	(5) 同条例第5条第 2項の規定による移 動等の通知及びその 旨の公示						
	(6) 同条例第6条第 1項の規定による放 置自動車の撤去等の 勧告						
	(7) 同条例第6条第 2項の規定による勧 告に従うことの命令						
	(8) 同条例第7条第						

	1項の規定による放置自動車の引渡し		
	(9) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し		
	(10) 同条例第8条の規定による費用の請求		
七 その他	略		
の業務に関する事務	4 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への就任の決定（教育局等の職員（管理職員を除く。）に係るものに限る。）		
	略		

七 その他	略		
の業務に関する事務	4 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への就任の決定（本庁組織以外の職員（管理職員を除く。）に係るものに限る。）		
	略		

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。